

介護ショップ オギ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

第一条 (事業の目的)

介護ショップ オギ (以下「事業所」という) が行う特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売事業 (以下「事業」という)

の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の専門相談員の資格所有者が、要介護・要支援状態にある高齢者に対し、適正な特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供を行うことを目的とする。

第二条 (運営の方針)

- (1) 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (2) 事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整を行い福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与を提供することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する物の負担の軽減を図る。
- (3) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保健医療サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

第三条 (事業所の名称)

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする

名称 介護ショップ オギ

所在地 静岡県富士宮市三園平1420(西棟)

第四条 (職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする

- (1) 管理者 1名(福祉用具専門相談員兼務)
管理者は事業所の従業者の管理及び、業務の管理を一元的に行うとともに、適正な業務運営の統括責任に当たるものとする。
管理者は、サービス提供の場面等で生じる事象を適時、適切に把握しながら、職員および業務の一元的な管理・指揮命令を行う。ただし、管理者がその責務を果たせる場合には、他の事業所、施設等での兼務も行えるものとする。
- (2) 福祉用具専門相談員 2名以上
専門相談員は、事業所に対する特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の相談、説明申し込みにかかわる調整、用具の搬入・搬出、仕様説明及び苦情等の相談対応を行う

第五条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする

- (1) 月曜日から土曜日までとする、但し8月14日から16日、12月30日から1月4日までを除く。
- (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、休日及び時間外の対応が可能な体制とする。

第六条 (安全・衛生管理等)

- (1) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、貸与する福祉機器の機能、安全衛生状態等に関して点検を行う

介護ショップ オギ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

第七条 (特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供方法)

特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売の提供は次のとおりにする

- (1) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう専門的知識に基づき相談に応じるとともに目録等の文章を示す等、福祉用具の購入価格等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具・介護予防福祉用具販売に係る同意を得るものとする。
- (2) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、常に清潔かつ安全で、正常な機能を有する福祉用具の販売を行う
- (3) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身状況等に応じて、福祉用具の調整を行うとともに、使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文章を利用者に交付等十分な説明を行ったうえで、必要に応じて利用者に実際に使用させながら使用方法の指導を行う。
- (4) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、修理等を行う。
- (5) 提供する福祉用具の質の評価を行い、常に改善を図るものとする。

第八条 (取り扱う種目及び販売費用その他費用の額)

- (1) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売を提供した場合の販売費用の額は、別添カタログによるものとする。
なお、取り扱う種目は、厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売の種目に基づいたものとする。

1	腰掛便座
2	自動排泄処理装置の交換可能部品
3	入浴補助用具

4	簡易浴槽
5	移動用リフトの吊り具部分
6	排泄支援予測機器

第九条 (通常の事業実施地域)

通常の事業実施地域は以下の区域とする。

(静岡県) 富士宮市・富士市・静岡市清水区
(山梨県) 南部町

第十条 (虐待防止に関する事項)

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること
- (4) 事業所の管理者を虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者とする

第十一条 (非常災害等対策)

事業所は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について事業継続計画を策定し、従業者及び利用者に周知徹底を図るため定期的に避難訓練などを実施する

- (1) 事業継続計画は以下の2つの事態に対応するものとする
 - ・非常災害時
 - ・感染症蔓延時
- (2) 上記について、定期的な訓練・研修等を実施すること

介護ショップ オギ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

第十二条（その他の運営についての留意事項）

事業所は、以下の条項に留意して事業を実施する。

- ①職員の研修
 - ・採用時研修を入社 6 カ月以内に行う。
 - ・継続研修は随時実施する。
- ②秘密の保持
 - ・従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 - ・従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなったその後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- ③掲示及び目録の備え付け
 - ・事業所の見やすい場所に運営規定の概要を掲示し、利用申込者のサービスの選択に資するように努める
 - ・利用申込者のサービス選択に資するよう取り扱う福祉用具の品目・品名・販売価格等を掲載した目録を事業所に備え付ける。
- ④正当な理由なく福祉用具販売の提供を拒まない
- ⑤事業所によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の特定福祉用具販売事業者を紹介する等の処置を講ずる。
- ⑥介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
必要に応じて更新申請も視野に入れて援助をおこなう。
- ⑦利用者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。
- ⑧居宅サービス計画書が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供すると共に、利用者に計画の変更の意向があるときには必要な援助をおこなう。
- ⑨利用者の介護認定等につき、認定審査会意見が付されている場合には、認定調査会意見に配慮して福祉用具販売を提供する。
- ⑩従業者に身分を称する書類を携行させ、利用者またはその家族から提示を求められた時にはこれを提示するものとする。
- ⑪利用者からの相談または苦情に対する窓口（重要事項説明書に記載）を置き、文章で記録し保管する。

附則

- (1) この規定は、平成 18 年 4 月 15 日から施行する。
- (2) この規定は、平成 20 年 6 月 24 日から施行する。
- (3) この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- (4) この規定は、平成 23 年 12 月 16 日から施行する。
- (5) この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- (6) この規定は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。
- (7) この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
- (8) この規定は、令和 8 年 6 月 17 日から施行する。